

令和8年3月12日

指定障害福祉サービス事業所等
設置法人代表者 様

松山市長 野志 克仁
(指導監査課扱い)
(公印省略)

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出等の適切な実施について

日頃から、松山市の障がい福祉施策の推進に多くの御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年4月以降の報酬請求について、以下に該当する場合は、「介護給付費等（または障害児通所・入所給付費）算定に係る体制等に関する届出書」（以下、「体制届」という。）の提出が必要です。

つきましては、令和8年4月分の体制届の提出が必要となる事業所におかれましては、手続きに漏れないようお願いいたします。

記

1 体制届が必要となるサービス種別等

- (1) 令和7年度の実績により基本報酬区分が決定されるサービスのうち、下表の左欄に記載のサービスについては、報酬区分、加算等に変更がない場合も体制届の提出が必要です。

サービス名	対象事業所	届出時に添付が必要な書類	
就労移行支援	全事業所	別表1, 別添, 確認資料	※3
就労継続支援A型		別表2, 別添 (全体表・実績) 参考表 兼 前年度工賃実績報告用様式 (※1)	
就労継続支援B型		別表3, 別添 (※2) 参考表 兼 前年度工賃実績報告用様式	
就労定着支援		別表4, 別添, 確認資料	
地域移行支援	サービス費(I)又は(II) を算定する事業所	別表5, 確認書類	

※1 「就労継続支援A型（雇用有）の算定除外」の対象者も必ず記載してください（ただし、別途通知予定の「前年度工賃実績報告」として提出する場合は、この算定除外の対象者の記載は不要です。）。

※2 サービス費(Ⅲ)または(Ⅳ)を算定する場合に必要となるものです。

※3 令和8年6月頃に、就労継続支援B型の基本報酬等に関する報酬改定が行われる見込みです。届出様式や届出方法等については、別途お知らせします。

- (2) 令和8年4月1日から、基本報酬の区分変更、加算等の異動（加算の新規算定・算定中の加算の区

分変更・終了)があるサービスについては、体制届を提出してください。現在算定している報酬・加算等について、指定基準等で定める必要人員や加算の算定要件となる人員が配置されているか必ず自己点検を行い、変更がある場合は体制届出を提出してください。

2 令和8年4月分(年度当初)の体制届の提出期限

(1) 次の「ア」又は「イ(アを除く。)」に該当する事業所 **令和8年4月15日(水)【必着】**

ア 「別紙 留意事項 1 適正な報酬等の請求について」の表中、●が付いている事業所

イ 「別紙 留意事項 1 適正な報酬等の請求について」の表中、○が付いている事業所であって、かつ、令和8年4月に「○」に係る加算の算定区分に変更が生じる事業所

※ 「ア」又は「イ(アを除く。)」に該当する事業所は、令和8年4月15日(水)までに体制届を提出することで、令和8年4月に限り、同月サービス提供分から届出内容に基づく算定が可能となります。

(2) 前(1)以外の事業所であって、令和8年4月1日から算定される単位数を増やす(新たに加算を算定する等)事業所 **原則として令和8年3月18日(水)【当日消印有効】**

※ 合理的な理由のあるときは、昨年度と同様に前(1)の提出期限までに提出いただくこともできます。ただし、今後は県内で報告期限等を統一していく予定ですので、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

※ 毎月15日以前に届出された場合は翌月から、16日以降に届出された場合は翌々月から算定開始となります。

(3) 加算等が算定されなくなる(報酬が減額となる)事業所 **事由が生じたときに速やかに**

※ 届出日にかかわらず、加算等が算定されなくなる事実が発生した日又はその日の属する月からは加算の算定はできなくなることからご注意ください。

3 提出方法等

レターパック又は角形2号封筒により、下記宛先に郵送してください。封筒の場合、「**令和8年度4月分 体制届出関係書類在中**」と朱書きしていただきますようお願いいたします。

なお、3月から4月にかけての窓口混雑緩和のために、郵送による提出にご協力をお願いします。

メールによる提出はできませんのでご注意ください。

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 別館2階

松山市役所指導監査課 障がい事業者指定・指導担当

令和8年度4月分 体制届出関係書類在中

4 届出様式

標準様式の公表に伴い、体制状況一覧表及び加算の届出に関する付表が、改正されました。令和8年度の体制届を作成する場合は、必ず松山市ホームページを御確認の上、最新の様式を御利用ください。

※様式については、厚生労働省の指示等により、今後も差し替えや修正を行う場合がありますので、御了承ください。

【様式の掲載場所】

松山市ホームページ>くらしの情報>福祉>障がい福祉>指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ>新規,変更,廃止,休止,更新等の申請及び届出>加算等に関する届出等

※URL <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/fukushi/shogai/jigyositei/todokede/taisei.html>

5 加算等に関する問い合わせ

この通知に関するお問合せにつきまして、お待ちいただくことなく対応させていただくため、Webフ

フォームより問合せ回答希望日時を予約することができます。つきましては、皆様からご予約いただいた日時に、指導監査課の担当者から電話して回答しますので、下記のWebフォームから予約をお願いいたします。

【Webフォーム】 <https://logoform.jp/form/ARpd/1489199>

6 その他

令和8年度処遇改善加算に係る届出について、処遇改善計画書及び処遇改善に係る体制届出の提出期限は4月15日（水）となる見込みです。処遇改善計画書の様式や処遇改善に係る体制届の提出方法等については別途通知しますのでご確認ください。

<問合せ先>

松山市役所福祉推進部指導監査課

障がい事業者指定・指導担当

TEL 089-948-6079

FAX 089-934-1763

留意事項

1 適正な報酬等の請求について

前年度の実績（平均利用者数，対象利用者の有無・割合等）により報酬算定区分が変わる基本報酬及び加算の一例を，下記に記載しますので特に御確認ください。

《前年度実績等に基づき算定区分が決まる主な報酬・加算》

- ：区分変更の有無にかかわらず令和8年4月以降の報酬を算定する場合は必ず届出が必要
- ：区分等に変更がある場合は届出が必要

対象 報酬・加算 (一例)	サービス 種類	同行 行動 (居宅・重度訪問 介護)	訪問系 療養介護	生活介護	機能訓練	(宿泊型除く) 生活訓練	就労移行	就労A	就労B	宿泊型自立訓練	GH	施設入所支援	就労定着支援	地域移行支援	談 話 計 画 (障害児)相	児童発達支援	放課後等デイ	福祉型児入所
基本報酬							●	●	●				●	● (※1)		○		
特定事業所加算		○																
人員配置体制加算			○	○							○							
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算				○	○	○	○	○	○	○	○	○						
重度障害者支援加算(I)(II)				○							○	○						
就労移行支援体制加算				○	○	○		○	○									
移行準備支援体制加算							○											
夜勤職員配置体制加算												○						
賃金向上達成指導員配置加算								○										
目標工賃達成指導員配置加算									○									
目標工賃達成加算									○									
重度者支援体制加算								○	○									
通勤者生活支援加算										○	○ (※2)							
夜間支援等体制加算										○	○ (※2)							
地域移行支援体制強化加算										○								
就労定着実績体制加算												○						
常勤看護職員等配置加算(I)(II)(III)				○														
看護職員加配加算																○ (※3)	○ (※3)	
看護職員配置加算(II)																		○

※1 サービス費（I・II）を算定する場合 ※2 日中サービス支援型を除く ※3 重心の場合

2 児童通所施設の報酬請求について

令和7年度中の運営指導では，日常的に利用定員を超えて利用者の受入れを行っている児童通所の事業所が確認されました。利用定員を超える場合には，定員超過減算が生じないときであっても，基準人員の配置上，加配加算を算定できない場合がありますので十分に注意してください。

3 個別支援計画未作成減算について

令和7年度中の運営指導では，個別支援計画の未作成減算の指摘が複数件ありました。事業所ごとに，この機会を捉えて個別支援計画の事務処理が適切になされているか確認し，過誤請求等が発生しないようお願いいたします。